

広野町 帰還環境整備事業計画 平成30年度 帰還環境整備事業等

省庁名: 農林水産省

平成30年5月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

Main data table with columns: No., 事業番号, 事業名, 地区名, 交付団体, 事業実施主体, 直接/間接, 基本国費率, 交付対象事業費, 当該年度(注4), うち交付金交付額, 年度間調整額, 年度間調整額(注5), 備考

Summary table with columns: 県名, 市町村名, 担当部局名, 電話番号, 復興企画課, 復興 曹悟, 担当者氏名, メールアドレス

(注1)事業番号1は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」-「(最も関連する基幹事業の事業番号)」-「(最も関連する基幹事業の通し番号)」となるよう記載する。
(注2)「事業名」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)に任意の名称を記載する。
(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第5の1の(3))におけるbと同様。
(注4.5)上段() 番号は、前年度に福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第4の7の(4)に該当した場合には、自動計算される。
(注5)「年度間調整額」(国費)(e)は、前年度に福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第4の7の(4)に該当した場合には、その規定に基づき算定すること。
(注6)各交付担当大臣が定める交付要綱において、交付額の算定方法が定められている場合には、当該年度の(注6)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(注7)欄には、当該年度に実施する事業の事業費以外の者が負担する額を減じた額を、(注7)欄には基金からの取崩額を記載する。
(注7)基金を造成して帰還環境整備事業等を実施する場合には、当該年度の(注6)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(注7)欄には、当該年度に実施する事業の事業費以外の者が負担する額を減じた額を、(注7)欄には基金からの取崩額を記載する。

広野町 帰還環境整備事業計画 平成30年度 帰還環境整備事業等

省庁名： 国土交通省

平成30年5月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとく作成して下さい

（単位：千円）

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (注3)	当該年度(注4)		うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 (注6) 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、 福島県又は避難指示・ 解除区域等市町村等以外 の者が負担する額を減 じた額 (c)		年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
24	(1) - 10 - 1 -	広野町周辺都市防災推進事業(都市防 災総合推進事業)	広野町域	町	町	直接	1/2	(0) 7,981 <7,981>	(0) 7,981 <7,981>	(0) 5,985 <5,985>	(0) 0 <0>	単年度型	
							合計額	(0) 7,981 <7,981>	(0) 7,981 <7,981>	(0) 5,985 <5,985>	(0) 0 <0>		

県名	福島県	復興企画課	担当氏名	飯岡 晋悟
市町村名	広野町	電話番号	メールアドレス	shingo.s01@town.hirono.lg.jp
地方公共団体の組合名		復旧番号	0240-27-1251	

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」-「最も関連する基幹事業の事業番号」-「最も関連する基幹事業ごとの通し番号」となるよう記載する。
 (注2)「事業名」は、実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
 (注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第5の1の(3)におけるbと同様)
 (注4、5)「上段()」は、前年度に福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第4の7の④に該当した場合は、自動計算される。
 (注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第4の7の④に該当した場合は、自動計算される。
 (注6)各交付担当大臣が定める交付要綱において、交付額の算定方法が定められている場合は、その規定に基づき算定すること。
 (注7)基金を造成して帰還環境整備事業等を実施する場合には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には、事業費のうち福島県等以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。